

川口市告示第34号

能登半島地震による被災納税者に対する川口市市税の申告等の期限を次のとおり延長する。

令和6年1月19日

川口市長 奥ノ木信夫



地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び川口市税条例（昭和29年条例第11号）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法又は川口市税条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途川口市告示で定める期日まで延長する。

指 定 地 域
石川県 富山県